

**産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書**  
**変更**

平成\*\*年\*\*月\*\*日

鹿児島県知事 三反園 訓 殿

〔 支 庁 長  
地域振興局長 〕

申請者

住 所 鹿児島県〇〇市\*\*1-2  
株式会社〇〇〇産業  
氏 名 代表取締役 鹿児島太郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号 099-123-\*\*\*\*

FAX 番号 099-123-\*\*\*\*

平成\*\*年\*\*月\*\*日付け第\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止・変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

新・旧欄の1, 2, 3のいずれかの同一番号に○をしてください。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	① 水銀使用製品産業廃棄物 ② 水銀含有ばいじん等 ③ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等  <b>を含むにするため。</b>	① 水銀使用製品産業廃棄物 ② 水銀含有ばいじん等 ③ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等  <b>を取り扱っている。</b>

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(ふりがな)	生年月日	本 籍	籍 所
氏 名	役職名・呼称	住	

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。  
（ただし、役員の変更等に伴う廃止又は変更については、30日以内に提出すること。）
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

3. 施設の概要 (1) 中間処理施設	
処理施設の種類	破碎施設
設置場所	鹿児島県〇〇市〇〇番地
設置年月日	(省略可)
処理能力	4 t / 日 (8 時間) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">「水銀使用製品産業廃棄物を含むもの」のみ記載</span>
廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
処理施設の処理方式及び設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理設備の写真を添付</li> </ul>
環境保全設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に含まれる水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置をとること。</li> <li>・ 設備や施設からの排気は、集じん機や活性炭フィルターで処理する。</li> <li>・ 水銀回収の対象となる「水銀使用製品産業廃棄物」については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により回収すること。</li> </ul>

(3) 保管施設				
保管を行う場所	鹿児島県〇〇市〇〇番地			いずれかに〇をつけること <input checked="" type="radio"/> 処理前 <input type="radio"/> 処理後
産業廃棄物の種類	保管面積 (㎡)	最大保管量 (㎡又は t)	積み上げる 高さ (m)	保管に使用する容器 (種類・容量等)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	20	2	1	※別添保管場所(容器)の写真参照
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	30	3	1	※別添保管場所(容器)の写真参照
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f0ff;"> <p>「水銀使用水製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むもの」と「その産業廃棄物」は、混合するおそれがないように、保管する必要があることから、分けて記載すること。</p> </div>				
合 計			/	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理前、処理後の産業廃棄物(処理後に製品又は製品の材料となったものを除く。)の保管について記載すること。</li> <li>・ 保管面積、最大保管量は、平面図、立面図等に基づき、産業廃棄物の種類ごとに算出すること。</li> <li>・ 最大保管量の合計は、以下の保管上限を超えないこと。              処理施設の1日当たりの処理能力の1.4倍量以下              ただし、建設業関連の木くず、コンクリート破片の再生処理に係るものは28倍以下、              アスファルト・コンクリート破片の再生処理に係るものは70倍以下</li> <li>・ 屋外で保管容器を使用せずに野積みする場合は、50%以下の勾配とすること。</li> <li>・ この様式は、保管場所ごとに記載すること。</li> </ul>			

(処分用)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むものを記載</div>
発生量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	※発生量を記載
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) ※名称を記載 (所在地) ※所在地を記載
* 処分方法を○で囲む 埋立処分    海洋投入処分    中間処理    売却 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管理型最終処分場, 遮断型最終処分場のいずれかであること。</div>	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

## 保管場所（容器）の写真

(処分用)

### 注意事項

- ・保管場所（容器）全体が写るように撮影すること。

撮影

年 月 日

### 注意事項

- ・保管場所全体が写るように撮影すること。

撮影

年 月 日

- ・デジタルカメラの場合は，鮮明に撮影，印刷されていること。